



No. 421

2025年6月1日

発行 日本労働組合総連合会山口県連合会
〒753-0078 山口市緑町3-29 労福協会館3F
TEL 083-932-1123 FAX 083-932-1131
Eメール: rengo-yamaguchi@rengo-y.com

発行人 中元直樹
編集人 倉重里加

広報 連合山口

<https://rengo-y.com>

平成7年5月22日第3種郵便物承認 毎月1日発行 購読料1部15円(組合費を含む)

2025連合山口メーデー 県内4地協で開催!!

次代につなぐ 平和の願い! ★★★★★ あした

★ みんなでつくろう 支え合う安心社会と確かな未来を!



県央地協<山口市>



維新百年記念公園ビッグシェル
4月26日(土) 1,050名



西部地協<宇部市>



渡辺翁記念会館
4月29日(火・祝) 1,030名



東部地協<下松市>



スターピアくだまつ
4月27日(日) 425名



中部地協<長門市>



ラポールゆや
4月27日(日) 210名



伊藤会長



連合山口各地域協議会は、4月26日(土)から29日(火・祝)にかけて、県内各地において第96回メーデーを開催しました。

県央地協メーデーの式典に登壇した連合山口伊藤会長は「メーデーは労働者の権利と尊厳を確認し、よりよい労働環境をめざす世界的な連帯の日。声を上げること、仲間とつながること、

そして、より良い働き方・暮らし方を一緒に作っていくこと。それがメーデーの原点であり、私たちの使命でもある。現場で働く一人ひとりの声が、思いが、社会を動かす原動力になる。私たち連合山口も、その声をしっかりと受け止め、運動に、政策に反映させ、具体的な成果につなげていく。ともに声を上げ、ともに前に進もう」と連帯の挨拶を述べました。

式典では「一人ひとりが尊重され、多様性を認め合い、誰一人取り残されることのない社会をともに築いていこう」とするメーデー宣言に加え、「戦後・被爆80年次代につなぐ平和の特別決議」を採択し、参加者全員でガンバロー三唱を行いました。

式典後は、各会場でダンスやカラオケ、抽選会など様々なイベントが催され、会場を盛り上げました。

もくじ

p1 2025連合山口メーデー

p2

第27回参院選連合推薦候補者・ワークルール検定に挑戦

p3

男女平等月間

p4

東部地協だより・労働相談事案

第27回参議院議員選挙 連合推薦候補者＜比例代表＞

連合は、「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けて、政策と理念を共有する候補者を推薦しています。



田村まみ



UAゼンセン 現1
国民民主党

いそざき哲史



自動車総連 現2
国民民主党

岸まきこ



自治労 現1
立憲民主党

平戸航太



電機連合 新
国民民主党

郡山りょう



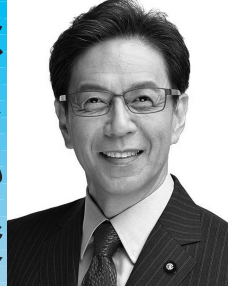
JAM 新
立憲民主党

小沢まさひと



J P 労組 現1
立憲民主党

みずおか俊一



日教組 現3
立憲民主党

浜野よしふみ



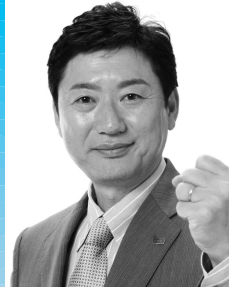
電力総連 現2
国民民主党

吉川さおり



情報労連 現3
立憲民主党

もりやたかし



私鉄総連 現1
立憲民主党

各候補者の詳細や、各都道府県選挙区の推薦候補者については、連合ホームページをご覧ください。



<https://www.jtuc-rengo.or.jp/senkyo/27th-sangiin/>

ワークルール検定に挑戦！

働きやすい職場を作るために、ワークルールの知識は欠かせません。スキマ時間でチャレンジしてください！

Q 賃金の決定について、正しいものをすべて選びなさい。

1. 高卒同期採用で同一の仕事に就く場合、男女間で賃金額に差を設けることは許されない。
2. 女性が育児休業又は介護休業を取得した場合は有給とし、男性が取得した場合は無給とすることは許される。
3. 賃金の額は、最賃法に基づき決定された地域別最低賃金または特定最低賃金の額以上としなければならない。
4. 賃金の決定に際して、特定の政党の党員であることを理由として差別的取り扱いをすることは許されない。



解答は4ページに記載しています。

6月は男女平等月間です。

連合は、男女平等参画の重要性について「組織内の合意形成をはかる」「女性活躍推進の機運を高める」ことを目的とし、2004年より6月を「男女平等月間」と定め、時々の課題をテーマにして取り組んでいます。

連合「ジェンダー平等推進計画」は

2024年10月から

新たなフェーズへ!

※連合山口の第二次ジェンダー平等推進計画は現在策定中です。



フェーズ1

2021.10
~2024.9

フェーズ2

2024.10
~2030.9



GOAL

「203050」
ジェンダー平等
の実現

運動目標
＜スローガン＞

労働組合における男女平等参画 職場・社会におけるジェンダー平等の推進

女性が働くうえでの格差や不条理を是正するため、あらゆる分野における意思決定への女性参画を進め、性別にかかわらず対等な立場で参画していくことが「男女平等参画」。社会的・文化的につくられた性差にもとづく偏見や差別を解消し、性的指向・性自認(SOGI)の多様性を尊重して認め合うことが「ジェンダー平等」。

労働組合として、男女が平等に参画した体制のもと、法改正を含めて様々な課題に取り組むことが、職場のみならず、社会におけるジェンダー平等の推進につながります。

目標設定 目標達成までのロードマップと取り組みの進め方

○目標をステップ順に整理

○STEP1とSTEP2は、「基盤」の位置づけ

○まずは、STEP4「執行機関への女性組合員比率に応じた女性の参画」達成をめざす

○2030年までにSTEP6の達成をめざす

↑ Challenge! 推進目標

↓ Change! 達成目標

STEP 6

12 大会や中央委員会などの決議機関への女性組合員比率に応じた女性の参画

11 執行機関への女性の参画率50%

10 女性を三役に登用

STEP 5

9 女性を常時上三役に登用し得る環境整備

6 役員選出後のフォロー

STEP 4

8 執行機関への女性組合員比率に応じた女性の参画

6 役員選出後のフォロー

STEP 3

7 女性役員(会計監査を除く)を選出

STEP 2

6 女性役員の育成・選出を目的とした研修

5 組合活動への参画を促進するため、会議や研修などの開催時間・場所・方法などを工夫

4 「ジェンダー平等の推進」を目的とする委員会などの会議体を設置

3 組合員の男女比率を毎年調査、把握 ※連合本部が引き続き「参画調査」を実施

STEP 1

2 運動方針に「ジェンダー平等の推進」と明記

1 トップリーダー自らが、男女平等参画・ジェンダー平等推進についてのメッセージを発信

役員選出後のフォローも必要

ベースを作るための目標

地協便り

東部地域協議会から

～ 東部地協2025単組役員研修会を開催 ～

東部地域協議会は、5月17日(土)に単組の役員を対象とした研修会を開催し、約60名の皆様に参加いただきました。この研修会は、労働運動の支え手として活躍できる人材を育成するために毎年開催をしており、今年度は、改めて労使関係について学ぶ機会として「春闘の課題－労使はどう臨むのか?－」をテーマに、講師には独立行政法人労働政策研究・研修機構の研究員である岩月真也氏を招いて講演を行いました。

講演の中で、講師の岩月氏は「労使は是々非々で議論することに尽きる。日本の労使交渉は言いたいこと、言わないといけなことを言わなくなっている。バブル崩壊後の不況が長く深く



▲岩月講師

続き、これを乗り切るために労使の協力が必要だったことが背景にあると思われるが、経済状態が正常に戻った今、労使関係も正常化していく必要がある」と述べられました。

さらに「いいものを高く売るという戦略が必要なのに、コスト削減で勝負しようという勘違いを経営者がしてしまったのではないか。経営者は、数字の議論をしたがるが、労働組合には



▲参加者の皆さん

経営者と異なる発想が求められている」「会社には会社の論理があり、働く者には働く者なりの論理があるので、遠慮なく議論しよう」と話されました。

参加者からは「労使の関係性、方向性などの話を聞くことができた。今後の労働組合の在り方など、取り組みを進めていくうえでの参考にしていきたい」などの感想が寄せられました。

— 東部地協：久富事務局長 —

労働相談事案 コーナー

【相談内容】

相談者：60代女性

4月から有期雇用、パートタイムの保育士として勤務している。毎日の業務終了後に反省会が実施されているが、すべて勤務時間外になっている。さらに、園長からは反省会の延長としてLINEで翌日の業務指示や指導が送られてくる。ひどい時には午前2時に連絡がある。

もう辞めたいが、有期雇用のため、どのようにすれば辞めることができるのかアドバイスがほしい。



回答

相談者は有期雇用であるため、原則として契約期間中の退職はできないが、やむを得ない事情があれば契約の解除も可能であることを伝えた。

さらに、時間外労働が発生していることから、4月給与において時間外労働の賃金が支給されていなければ、職場の所在地の労働基準監督署に相談するよう助言した。

また、園長の対応は明らかに行き過ぎた行為であり、パワハラに該当する可能性がある。園内でパワハラについて相談することは困難であると思われるので、労働局の雇用環境均等室に相談するよう伝えた。

ワークルール検定に挑戦! 解答

A

1、3、4

労働基準法第3条では信条による賃金差別の禁止を、4条では女性であることを理由とする男性との賃金の差別的取扱いの禁止を定めています。

「差別的取扱い」とは、女性を不利に取り扱う場合のほか、有利に取り扱う場合も含みます。

働くみんなの連合サポート

ワーク
Wor-Q

"Q" Support System for All Workers by RENGO

アクセスは
こちら



【連合山口QRコード】



連合山口 検索

<https://rengo-y.com>

県央地域協議会

〒745-0045 周南市徳山港町1-1 旧周南市役所港町庁舎2階
TEL: 0834 (21) 0768 FAX: 0834 (21) 0290

東部地域協議会

〒740-0013 岩国市桂町2-6-1 こども館内
TEL: 0827 (22) 0160 FAX: 0827 (22) 0161

西部地域協議会

〒750-0001 下関市幸町8-16 下関市勤労福祉会館内
TEL: 083 (222) 0869 FAX: 083 (223) 9428

中部地域協議会

〒753-0078 山口市緑町3-29 労福協会館3階
TEL: 083 (902) 1811 FAX: 083 (932) 1131